

【募集時】勤務条件明示書

所属名	千葉県消費者センター	
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号	
任期	令和7年1月1日～令和7年3月31日	
勤務場所	(採用直後) 千葉県消費者センター 船橋市高瀬町66-18	(変更の範囲) 変更なし
業務内容	(採用直後) 消費生活相談・苦情に関する業務 (消費生活相談員)	(変更の範囲) 変更なし
勤務時間	9時～17時	
時間外勤務の有無	業務上必要とする場合は所属長が時間外勤務を命ずる場合あり	
休憩時間	勤務時間のうち45分	
週休日・休日	勤務日 月曜日から土曜日のうち4日間 週休日 原則週3日とする。 毎月の勤務表による。 ※毎月第3週の金曜日は所内の全体会議日のため、原則勤務日とする。 休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12月29日～1月3日)	
報酬等	1 報酬 月額 224,600円 ※報酬額は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。 2 通勤手当に相当する報酬 <input checked="" type="radio"/> ・無 3 期末・勤勉手当 有・ <input checked="" type="radio"/> 4 退職手当なし 5 昇給なし 6 時間外勤務に対して支払われる報酬の割増率 ・1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務 に対しては0%(午後10時から翌日の午前5時までは25%) ・上記以外の勤務に対しては25～35%(午後10時から翌日の午前5時までは50～60%) 7 休日勤務に対して支払われる報酬の割増率 35%(午後10時から翌日の午前5時までは60%) 8 夜間勤務に対して支払われる報酬の割増率 25%	
社会保険	厚生年金保険、健康保険(地方職員共済組合)、雇用保険に加入	
災害補償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償	
条件付採用	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。 また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。 その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。 	

その他	<p>地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。</p> <p>《服務規律の一例》</p> <ul style="list-style-type: none">・信用失墜行為の禁止(第 33 条)・秘密を守る義務(第 34 条)・職務に専念する義務(第 35 条) <p>受動喫煙対策 敷地内禁煙</p>
-----	---